

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時等における医療救護活動の万全を期するため、富士市（以下「市」という。）と社団法人富士市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき市が災害時に行う医療救護活動に対する歯科医師会の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する災害には、集団的に死傷者等が発生する大規模な車両事故、航空機事故その他の重大な事故を含むものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 市は、災害が発生した場合において、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、歯科医師会に対し歯科医師の派遣を要請するものとする。

2 歯科医師会は、前項の規定により市から要請を受けた場合には、速やかに歯科医師を市の指定した救護所等に派遣するものとする。

3 歯科医師会は、災害が発生したときは、速やかにその被害状況について情報の収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動に協力する必要があると認めるときは、第1項の規定による要請がなくても歯科医師会の判断により歯科医師を救護所等に派遣することができる。

4 歯科医師会は、前項の規定により歯科医師を派遣したときは、速やかに市に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、市が承認した歯科医師の派遣は、市の要請に基づく歯科医師の派遣とみなす。

（医療救護活動計画の策定）

第3条 歯科医師会は、前条に定める医療救護活動を行うため「富士市歯科医師会災害時医療救護体制要綱（地震対策編）」並びに「富士市歯科医師会災害時医療救護体制要綱（一般対策編）」を策定し、これに基づく医療救護活動を行うものとする。

（歯科医師の職務）

第4条 歯科医師の救護所等における職務は、次のとおりとする。

- （1） 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置及び治療
- （2） 歯科医療を要する傷病者の救護病院等への収容調整
- （3） トリアージの実施への協力
- （4） 身元不明遺体の検案
- （5） その他状況に応じ必要と認められる処置

（歯科医師に対する現場における調整等）

第5条 医療救護活動の連絡調整は、市が指定する者が行うものとする。この場合において、市が指定する者は、歯科医師会が派遣する歯科医師の意見を尊重するものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 救護所等で使用する医薬品等については、派遣される歯科医師が携行するもののほか、市がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（扶助金の支給）

第7条 市は、災害救助法第24条（救助業務従事命令）若しくは第25条（救助業務への協力命令）の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては災害救助法第29条（扶助金の支給）及び同法施行令第13条（扶助

金の種目) から第 2 1 条 (打切扶助金) の定めるところにより扶助金を支給する。

なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給する。

(実費弁償)

第 8 条 市は、災害救助法第 2 4 条 (救助業務従事命令) 若しくは第 2 5 条 (救助業務への協力命令) の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、災害救助法第 3 3 条 (費用の支弁区分) 及び同法施行令第 1 1 条 (実費弁償) の定めるところにより弁償する。

なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給する。

(医療事故等)

第 9 条 医療救護活動による医療事故等については、歯科医師の故意又は重大な過失がない限り、被救護者との間において損害賠償等の紛争が生じた場合には、市が責任をもって処理するものとする。

(協定の有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前 1 箇月までに、市、歯科医師会いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と歯科医師会が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、市及び歯科医師会の記名押印のうえ各自その 1 通を保管する。

平成 2 4 年 5 月 2 8 日

富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市長 鈴木 尚



富士市伝法 2 8 5 0 番地の 3
社団法人 富士市歯科医師
会 長 大村 佑

